

倒壊のおそれのある ブロック塀の撤去費用を助成

① 次の全ての要件に該当するもの
② 一般の方が通行する道路沿いに面する（隣地との境界などは対象外）
③ 古い構造基準で作られたものや老朽化したもので、地震などにより倒壊のおそれがある
④ 道路からの高さが80センチメートル以上
⑤ 市内にあり、個人が所有
⑥ 撤去が市内に本店支店または営業所を置く施工者との契約による工事

補助対象工事 ①ブロック塀などの全部を取り壊し撤去するもの
②ブロック塀などの一部を撤去し、安全が確保されるもの

助成金額 1メートル当たり5千円または工事費の2分の1のうち少ない額（限度額10万円）

※実施枠に達し次第終了。
申 4月3日、11月24日に窓口で
問 開発建築指導課 525-3764

アスベスト含有分析 調査費用を助成

対 アスベストを含有しているおそれのある吹付け建材が使用されている建築物で、有資格者が調査分析を行うもの（未契約のものに限る）

助成金額 分析調査費用（限度額25万円）

※実施枠に達し次第終了。
申 4月3日、11月24日に窓口で
問 開発建築指導課 525-3764

マイナンバーカード 窓口業務の一部停止

システムメンテナンスのため、4月30日～5月7日の間手続きの一部がご利用できません。期間中停止する手続き ①電子証明書発行・更新 ②券面記載事項変更 ③暗証番号初期化

問 市民課 535-7311

林野火災にご注意ください

内 春は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。森林は一度火災などで失われると、機能が回復するまでに何十年もの年月と多大なコストが必要です。林野火災を発生させないようにご注意ください。

問 農林整備課 525-3729
予防課 534-9103

令和5年度就学援助の 申請を受け付けます

内 市内の国公立小中学校に通学する児童生徒の、学校給食費や学用品費などの支払いに困りの保護者に対し、その一部を支援します。申 各学校に備え付け（市ホームページでも取得可）の就学援助受給申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、お子さんが通学する学校に提出してください。審査の結果、認定になれば、就学援助費を受給できます。

問 学校教育課 572-3987

祝日のみ収集

内 5月3日(水)憲法記念日、5月4日(木)みどりの日、5月5日(金)こどもの日が収集にあたる地区の可燃ごみ、資源物・プラスティック製容器包装は収集します。

食用植物と一緒に栽培しないでください。まちがいをなく食用だと判断できない植物は、絶対に採らない、食べない、売らない、人にあげないようお願いします。

問 保健所衛生課 597-6358

生垣の新設・ブロック塀から 生垣への転換費用を助成

内 対象生垣など詳しくは市ホームページをご覧ください。だくかお問い合わせください。

※件数に限りあり。
申 12月28日(木)までに、公園緑地課備え付けの申請書（市ホームページでも取得可）に必要書類を添えて窓口へ持参してください。

問 公園緑地課 525-3765

税

交通対策協議会 交通遺児激励金

内 令和5年5月5日現在で市内に住所があり交通遺児を扶養している方に、激励金を支給します。

問 生活課 525-3787

固定資産税・都市計画税 第1期納期限は5月1日(月)

内 市税等の納付には口座振替がお勧めです。スマートフォン決済アプリもご利用できます。

問 納税課 525-3717

令和5年度固定資産関係 証明書の発行開始

● 4月3日(月)から発行(予定)

相談内容	相談・予約・問
法律(弁護士) 要予約 (※年度内1人1回)	市民相談室 535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般(生活課相談員)	県司法書士会福島支部 529-7331 県公共福祉登記士地家屋調査士協会東北支所 531-0986
登記(司法書士)	福島行政監視行政相談センター 534-1101
土地家屋調査(土地家屋調査士会)	相談/問・ 521-8331 問/福島行政監視行政相談センター 534-1101
行政(行政相談委員)	県社会保険労務士会 526-2270 534-5432 *Zoomでも対応可
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	法テラスサポートダイヤル 0570-078374
年金・労働(社会保険労務士) 要予約	法テラス福島 0570-078370
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供(電話・メールフォームで)	県政相談コーナー 521-4281 消費生活センター 522-5999
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	消費生活センター 522-7867
交通事故	権利擁護センター 533-3341 533-8879 kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
消費生活(生活課消費生活相談員)	子ども家庭課 525-3780
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	県労働委員会事務局 521-7594
多重債務・消費生活法律相談(司法書士) 要予約	総合労働相談コーナー 536-4600 0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	福島労働局雇用環境・均等室内 536-4609
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	市社会福祉協議会 533-8890 533-2827 soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810
労働困りごと相談窓口	定住交流課(市国際交流協会事務局) 525-3739 533-5263 steijiyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	県国際交流協会 524-1316 521-8308 ask@worldvillage.org
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	県国際交流協会 524-1316
障がい者差別相談窓口(電話・ファクス・メールで)	
人権なんでも相談	
外国人の生活相談	
外国人住民のための相談窓口(来所・電話・ファクス・メールで)	
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	
日時など詳しくは市ホームページをご覧ください▶	震災関連相談はこちら▶

新型コロナウイルスに関する相談

症状の有無に関わらず不安な方(一般相談)
コールセンター 0120-567-177
(平日：午前8時30分～午後9時)
(土日祝日：午前8時30分～午後5時15分)

かかりつけ医のいない、症状などのある方
受診・相談センター 0120-567-747
(平日、休日問わず24時間対応)

ありがとうございます

【交通遺児激励金寄附】
公文式 八島町教室 生徒一同様 5,000円

4月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市ホームページ内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。



資産証明書、所有証明書、評価証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、名寄帳写し(市長印なし)

● 4月10日(月)から発行(予定)
名寄帳(市長印あり)、公課証明書

問 市民課 525-3713

内 地域域の農地を次の世代へ引き継ぐためには「将来にわたって農地を誰が担っていくのか」、「誰に農地を集積・集約化していくのか」などを地域で話し合い、今後の地域農業のあり方を考えていく必要があります。これまでの「人・農地プラン」は「地域計画」として、令和6年度までに策定することになります。

農振会や多面的機能支払交付金保全組合など定期的な集会がありますので、ご連絡ください。

問 農業企画課 525-3740

有毒植物の食中毒に注意

内 觀賞用植物には食べると有毒なものもあります。野菜などの

